

議案第20号

鹿屋市国民健康保険税条例の一部改正について

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿屋市国民健康保険税条例（平成18年鹿屋市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し、第5条の見出し及び第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第7条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

第29条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第30条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,435円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,725円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,450円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 1,470円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 2,450円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 3,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,900円

第30条の2中「前条」を「前条第1項」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第5項中「第30条」を「第30条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号、第29条第1項、第30条及び第30条の2の改正規定（「前条」を「前条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第5項から第7項まで及び第9項から第16項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の鹿屋市国民健康保険税条例は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、世帯内に未就学児がいる場合の国民健康保険税の被保険者均等割額を減額するなど所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。